過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう　②

先に当 HP に「過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう（HP「雑学 BN」の福祉・教育・医療関係（Ⅳ）、2008.05.11.：参照）」を掲載した。

昭和５４年の特別支援学校（旧：養護学校）義務化時点で義務教育対象年齢（１５才）を越えていたために、就学の機会がなかった重症児（者）の就学問題への動きがある。

つまり、義務化から既に３０年立っているので、その時点で１６才以上だったので今は４６才以上の重症児（者）の就学の問題である。

この問題について関係する法的側面（２Ｐ～３Ｐに貼付）を改めて目にしたが、現時点で次のように素朴な疑問が沸いてきた。

①日本国憲法第２６条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」を持ち出すまでもなく、既に実施している県も増えつつあるので、法的には問題のないはず。実施しようとしない県の根拠となるものは何なのだろうか。

②学校教育法第１６条（保護者の子女に対する就学義務）から考えるに、就学義務は後見人にもある。

障害者自立支援法絡みで後見人になっている親が多いと聞くが、親も高齢になっているから「今更…」と思うのか、就学を「希望しない」親も多いと聞く。

もし、後見人になっている親であれば、子どもが就学できるかもしれないのに当人の権利を擁護する後見人としての責務はどうなるのだろうか。

③学校教育法施行規則第３４条（就学義務の猶予・免除者の相当学年への編入）から考えるに、「重症児施設隣接の支援学校（旧：養護学校）であれば教育環境的に就学可能」との医師の意見書を添えて一人一人の保護者が教委に就学を要望したら、教委はそれぞれの保護者にどう対応するのだろうか。

④学校教育法第７２条（特別支援学校の目的）から考えるに、「自立を図る」ことが目的となっているが、世間一般の「自立」の概念でなく、概念内容を十分に検討し、どう具体的に教育活動として取り組むのかを構築・確認しておかないと、既に４６才以上になっている対象者の就学は形骸化したものにならないだろうか。

この問題の周辺で考えておくべきことをアドバイスください。

阿部幸泰　　（2009 年 8 月 4 日　記）

日本国憲法

第２６条【教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償】

１ すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

２ すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

学校教育法

第１６条　【保護者の子女に対する就学義務】

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に９年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第１７条

保護者は、子の満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満 15 歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

２　保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

第１８条　【就学義務の猶予又は免除】

前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第７２条　【特別支援学校の目的】

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法施行規則

第３４条　【就学義務の猶予又は免除】

学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第十八条 に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

第３５条　【就学義務の猶予・免除者の相当学年への編入】

学校教育法第十八条 の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。